

## 第6節 新築工事中の消防計画

### 第1 作成上の留意事項

#### 1 作成例の活用対象

次のいずれかに該当する新築工事中の建築物を対象に作成されている。

- (1) 政令第1条の2第3項第2号に掲げる新築の工事中の建築物
- (2) 防管規程第18条第1項に掲げる新築の工事中の建築物

(注意) 政令第1条の2第3項第2号に掲げる新築の工事中の建築物において、建基法第7条の6又は第18条に基づき特定行政庁に仮使用するための申請がなされた部分については、前1から4の基準により消防計画を作成する。

#### 2 記入上の注意事項

- (1) 本作成例は、工事中における一般的な形態を想定したため、工事現場個々の形態及び建物構造、設備の設置状況等の実態とその特異性を加味し適宜、加筆又は削除して作成する。

なお、加筆する場合は、工事現場等の実態を踏まえて、各項目の「その他」の欄又は余白に書き加える。

- (2) 作成した工事中の消防計画の各項目が、作成例の「留意事項」に基づき、作成されているかを確認する。

#### 3 消防計画作成チェック表の添付

- (1) 届出書に「新築工事中の消防計画作成チェック表」を添付し、これにより、工事中の消防計画に作成する項目が盛り込まれているかどうかのチェックを行う。
- (2) 建基法第7条の6及び第90条の3に基づく安全計画書における記載内容が、工事中の消防計画と重複する部分については、工事中の消防計画の一部とみなすことができる。

## 第2 新築工事中の消防計画作成チェック表

作 成 す る 内 容	必要項目	作 成 チエック	備考
<b>1 工事計画及び施工に関すること。</b>			
1 工事概要（別紙1）	▲		
2 工事工程表（別紙2）	▲		
3 関連業者一覧表（別紙3）	▲		
4 連絡体制（別紙4）	▲		
5 消防隊の主な進入経路に係る案内図（別紙5）	▲		
<b>2 目的及びその適用範囲等に関すること</b>			
1 目的	▲		
2 適用範囲	▲		
3 管理権原者の責任	▲		
4 防火管理者の業務	▲		
<b>3 出火防止対策に関すること</b>			
1 出火防止対策	○		
2 放火防止対策	○		
3 相互連絡体制等	○		
<b>4 震災対策に関すること</b>			
1 震災に備えての事前計画	○		
2 震災時の活動計画	○		
3 警戒宣言が発せられた場合の対応措置	▲		
<b>5 消火器等の点検及び整備に関すること</b>			
1 消火器等の配置場所についての周知	○		
2 消火器等の定期的な点検	○		
<b>6 避難経路の維持管理及びその案内等に関すること</b>			
1 避難経路の周知	○		
2 避難経路の管理	○		
3 避難経路の安全確保	▲		
<b>7 火気の使用又は取扱いの監督に関すること</b>			
1 火気設備の種類等	○		
2 溶接、溶断等の作業時の安全対策	○		
3 火気設備・器具の安全対策	○		
4 電気設備等の安全対策	○		
5 喫煙管理	○		
6 その他の安全対策	▲		

8 工事中に使用する危険物等の管理に関すること				
1	危険物の種類等	○		
2	危険物等の安全対策	○		
9 防火管理上必要な教育に関すること				
1	防火・防災教育	○		
2	防火・防災教育の記録の保存	▲		
3	その他	▲		
10 消火、通報及び避難の訓練の実施に関すること				
1	自衛消防訓練	○		
2	訓練実施記録の保存	▲		
3	その他	▲		
11 自衛消防隊等に関すること				
1	隊の編成	○		
2	自衛消防隊による活動及び付近の工事作業員による行動	○		
3	その他	▲		
12 防火管理業務についての消防機関との連絡に関すること				
	消防機関へ報告、連絡する事項	○		
別紙1	工事概要	▲		
別紙2	工事工程表	▲		
別紙3	関連業者一覧表	▲		
別紙4	連絡体制	▲		
別紙5	消防隊の主な進入経路に係る案内図	▲		
別紙6	日常の火災予防組織	○		
別紙7	日常の自主検査チェック表	○		
別紙8	火気設備・器具使用届出書	○		
別紙9	危険物品等使用届出書	○		
別紙10	自衛消防隊の編成	○		
その他				

(備考) 1 ○印は、新築工事中の消防計画を作成する上で必要な項目、▲印は、作成が望ましい項目を示す。

2 作成チェックは、工事中の消防計画の作成者が、作成した項目について「✓」印でチェックする。

3 工事現場の実態に合わせて作成した別紙については、空欄に記入する。

## 第3 作成例

(仮称) ○○開発計画新築工事 消防計画

○○○○年○○月○○日作成

### ▲ 1 工事計画及び施工に関すること

#### 1 工事概要

別紙1のとおり

#### 2 工事工程表

別紙2のとおり

#### 3 関連業者一覧表

別紙3のとおり

#### 4 連絡体制

別紙4のとおり

#### 5 消防隊の主な進入経路に係る案内図

別紙5のとおり

## ○解説（作成上の留意事項）○

### ▲ 1 工事計画及び施工に関すること

#### 1 工事概要

工事計画及び施工に関する次の事項について、明記する。

- (1) 工事名
- (2) 発注者
- (3) 工事場所
- (4) 請負者
- (5) 現場事務所の名称、所在地、電話番号、ファックス番号
- (6) 建築概要
  - ア 建築面積
  - イ 延べ面積
  - ウ 構造
  - エ 階数
  - オ 軒高
  - カ 建物高さ
  - キ 用途
- (7) 主要設備概要

#### 2 工事工程表

火気設備・火気器具（以下「火気設備・器具」という。）等の使用、危険物の持込み等の予定、仮使用開始時期を明示した工事工程表を作成する。

#### 3 関連業者一覧表

工事に関連する全ての業者に関する次の事項について、明記する。

- (1) 業者名
- (2) 工種
- (3) 担当者
- (4) 連絡先
- (5) 緊急連絡先
- (6) 火気の取扱い

#### 4 連絡体制

災害等発生時の連絡体制を明記する。

#### 5 消防隊の主な進入経路に係る案内図

災害発生時に備えて消防隊の主な進入経路（進入場所及び地階等に至ることが可能な階段）の位置を明記する。

あらかじめ状況が変化する工期ごとの案内図を添付する。

## ▲ 2 目的及びその適用範囲等に関すること

### 1 目的

この計画は、 消防法第8条第1項  東京消防庁防火管理規程第18条第1項に基づき、  
(仮称) ○○開発計画新築工事 の防火管理についての必要事項を定め、火災を予防するとともに、火災、地震その他の災害等による人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

### 2 適用範囲

この計画に定めた事項は、次に示す者に適用する。

(仮称) ○○開発計画新築工事 の現場に出入する全ての者

### 3 管理権原者の責任

- (1) ○○株式会社 は、管理権原が及ぶ範囲内の防火管理業務について、全ての責任を持つ。
- (2) 火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動の全般についての責任を負うものとする。

### 4 防火管理者の業務

- (1) 消火器等の点検・整備
- (2) 避難経路の維持管理とその案内
- (3) 火気の使用又は取扱いの監督
- (4) 工事中に使用する危険物等の管理
- (5) 自衛消防隊の編成と活動
- (6) 防火管理上必要な教育
- (7) 消火、通報及び避難の訓練の実施
- (8) 防火管理業務についての消防機関との連絡
- (9) その他防火管理に関し必要な事項

## ▲ 2 目的及びその適用範囲等に関すること

### 1 目的

- (1) 作成した消防計画の根拠法令等にチェック☑する。
- (2) 消防計画を適用する工事名を記入する。

### 2 適用範囲

消防計画の適用範囲は、当該工事部分に出入りする全ての者に適用するよう定める。

### 3 管理権原者の責任

- (1) 消防法第8条第1項に基づく場合、当該工事現場の管理について権原を有する工事受注者等が防火管理者を選任し、防火管理業務を行わせるものであり、最終的な防火管理責任は、工事受注者等にあり、これを計画中で明確にしておく。

消防法第8条第1項に該当しない場合も、当該工事現場における防火管理業務の責任を有することを定めておくことが望ましい。

- (2) 管理権原者は、当該工事現場における自衛消防活動全般に関する責任を負う。

### 4 防火管理者の業務

新築工事中において、防火管理者が行う防火管理業務について定める。

### 3 出火防止対策に関すること

#### 1 出火防止対策

- (1) 防火担当責任者及び火元責任者を別紙6「日常の火災予防組織」のとおり指定し、それぞれの任務に従って日常の火災予防を行う。
- (2) 火元責任者は、別紙7「日常の自主検査チェック表」を用いて、担当区域内の日常の火災予防について毎日自主検査を実施する。
- (3) 火元責任者は、自主検査の結果、異常が認められたときは、速やかに防火管理者及び防火担当責任者に報告するとともに、不備を改修し、不備発生の原因を究明し、再発防止に努めるものとする。
- (4) その他

防火担当責任者は、別紙7の自主検査の結果を毎月〇回防火管理者に報告し、検印を受ける。

防火担当責任者は、作業の開始前又は作業終了時にその日及び翌日の作業内容について防火管理者に報告する。

防火管理者は、工事作業員が火気を使用する場合には、責任者を定め、必要な指示を与える。

#### 2 放火防止対策

- (1) 建物の外周部及び階段等には、可燃性の工事用資材又は梱包材等は置かないようにする。やむを得ず置く場合は、整理整頓し難燃性シート等で覆い保管する。
- (2) 防火管理者等は、作業終了後に施錠を最終的に確認する。
- (3) 工事関係者以外の者の工事部分等への立入は禁止とし、防火担当責任者、火元責任者、警備員が、工事部分等への出入をチェックする。
- (4) その他

警備員は、工事部分等の巡回警備を行う。

工事部分への立入は、〇〇〇によりチェックする。

#### 3 相互連絡体制

- (1) 防火管理者は、火災予防上必要な事項について、必要に応じて、防火担当責任者、火元責任者等に指導、監督を行う。

**↓管理権原が分かれている場合**

- ▲(2) 防火管理者は、他の管理権原者の防火管理者と工事の開始前に十分協議を行う。
- (3) 防火担当責任者、火元責任者等は、工事の開始・終了の報告、溶接・溶断等の作業の事前報告、危険物品の持ち込み・使用の事前報告を防火管理者に行う。
- (4) 各工事地区から火災が発生した場合は、他の工事地区との相互連絡体制を図る。
- (5) その他



### 3 出火防止対策に関すること

#### 1 出火防止対策

- (1) 日常の火災予防組織の構成員を定めて、下線部に記入する。

別紙6の作成は、次の事項に留意し作成する。

  - ア 防火担当責任者は、工事分担区域ごとの責任者等とし、防火管理者又は防火管理責任者を補佐するとともに工事分担区域における防火管理業務の遂行責任者とする。
  - イ 火元責任者は、それぞれの工事分担区域における日常の火災予防業務を実質的に行うことのできる者を指定する。
  - ウ 別紙6は、防火管理者の氏名を記入し、防火担当責任者及び火元責任者を工事現場の実態に応じて定め氏名を記入する。また、防火担当責任者及び火元責任者の行う業務を定め記入する。
  - エ 別紙6を各担当者に配布するとともに、休憩場所などの見やすい場所に掲出して、自己任務の確認を徹底させる。
- (2) 日常の自主検査チェック表に基づいて日常の自主点検を実施する者を定め、下線部に記入する。
  - ア 日常の自主検査チェック表に基づいて毎日担当業務を実施するよう明記し、その状況を定期的に防火管理者等に報告する。
  - イ 別紙7は、工事現場の実態に応じて、検査項目を定め記入する。なお、定期的に防火管理者の確認を受ける必要がある。
- (3) 前(2)で定めた者が、検査を実施し、異常を認めたときに、直ちに報告する者を下線部に記入する。
- (4) その他欄には、例示の内容等のほか、日常の火災予防を実施する上で必要な事項があれば記入する。

#### 2 放火防止対策

放火火災の防止には、放火の危険性を踏まえて工事現場の実態に応じた対策を講じる必要がある。

- (1) 工事用資材等は、努めて極力屋内の避難上支障のない場所等に整理整頓して保管し、保管スペースのない場合のみ条件を付して放火されないような対策を講じ、屋外で保管する。
- (2) 工事時間以外は、外部から侵入できないように出入口を施錠し、その施錠状況を最終的に確認する者を定め、下線部に記入する。
- (3) 工事現場へは、関係者以外の者の立入りを禁止し、不審な者が入らないように入出りをチェックする者を定めて記入する。
- (4) その他の方法で放火防止の対策をする場合に、具体的に記入する。

#### 3 相互連絡体制

- (1) 火災予防上必要な事項を工事関係者に指導、監督する者を定め、下線部に記入する。

##### ↓管理権原が分かれている場合

- ▲(2) 防火管理者等は、防火管理義務対象となる前の段階から他の管理権原者の防火管理者等と防火管理業務の協議を十分に行う必要がある。
- (3) 火気の取扱い、危険物等の持込みに対する承認等及び工事開始並びに終了時の報告体制の確立を図る必要がある。下線部には、報告を受ける者を前(1)と同様に記入する。
- (4) 各管理権原者間で、火災が発生した時の通報、避難の相互連絡体制を図る必要がある。
- (5) その他相互連絡体制等を確立するため必要な事項を記入する。

注 仮使用部分がある場合は、その部分との相互連絡体制について定めておく。

## 4 震災対策に関すること

### 1 震災に備えての事前計画

- (1) 震災対策を実施する責任者は、防火管理者とする。
- (2) 建築物の倒壊、施設物の転倒、落下防止及び火気設備・器具からの出火防止を重点とし、次の事項について予防措置を実施する。
  - ア 工事中資器材等の転倒防止措置
  - イ 工事中足場、資材等の落下、飛散防止措置
  - ウ その他  
建築物、工作物等の安全確保のための点検と補強  
火気設備・器具の点検と安全措置  
危険物品の転倒、飛散防止措置
- (3) その他  
震災に備えて、必要な非常用物品等を備える。

### 2 震災時の活動計画

- (1) 工事関係者は、地震が起きたら、身の安全を図るとともに、揺れがおさまったら、直近の火気設備・器具の元栓、器具栓の閉止及び電源遮断を行い、火元責任者はその状況を確認する。
- (2) 各設備器具等は、安全を確認した後に使用する。
- (3) 防火担当責任者、火元責任者は、地震動終了後、工事部分等を点検、確認し、被害状況を防火管理者に報告する。
- (4) その他  
被害があった場合は応急措置を行い、状況によっては工事を中止する。

### ▲ 3 警戒宣言が発せられた場合の対応措置

全ての作業を中止し、各工事区分で、次の事項について被害防止措置を実施する。

- (1) 工事中足場等で転倒、落下のおそれのあるものの除去又は補強
  - (2) 全工事人へ警戒宣言が発せられた旨の周知徹底
  - (3) 危険物品等の安全な場所への搬出
  - (4) その他
-

## 4 震災対策に関すること

### 1 震災に備えての事前計画

震災に備えての事前計画を、あらかじめ定めておく必要がある。

- (1) 震災による被害を最小限にするため、日常から震災対策を実施する責任者を定めて、下線部に記入する。
- (2) 建物の倒壊をはじめ、工事現場における施設物の転倒、落下防止及び火気設備・器具からの出火防止を重点とし、それぞれの工事現場の実態に応じて具体的な措置を定めておく。その他の欄には、工事現場の実態に応じた措置を実施する場合に記入する。
- (3) その他日常の震災対策に関して必要な事項を記入する。

### 2 震災時の活動計画

- (1) まずは身の安全を図り、揺れがおさまったら、工事人の全ての者は、直近の火気設備・器具の元栓、器具栓の閉止又は電源遮断を行うものとし、その状況を確認する者を定め、下線部に記入する。
- (2) 地震動の終了した時点で、各種の設備器具の点検、検査を実施し、安全を確認してから使用する。
- (3) 地震動がおさまった後、工事部分等の被害状況等を確認する者及び報告先を定め、それぞれの下線部に記入する。  
工事の再開は、防火管理者により十分な安全が確認された後、余震等の発生を考慮して判断する。
- (4) その他震災時の活動計画として必要な事項を記入する。

### ▲ 3 警戒宣言が発せられた場合の対応措置

工事を直ちに中止し、自衛消防隊を活用して被害防止措置を講じる。

なお、気象庁が「東海地震に関する情報」を発表するとしていたが、平成29年11月1日から大規模地震対策特別措置法（昭和53年6月法律第73号）の改正等の新たな体制が決まるまでの間は、「南海トラフ地震に関する情報」を発表することとなったため、それまでの間は「警戒宣言が発せられた」を「南海トラフ沿いの大規模地震発生の可能性が高まった場合の臨時情報の発表がなされた」と読み替えて対応する。

- (1) 工事中足場等で転倒、落下のおそれのあるものの除去又は補強を行うことを定める。
- (2) 全工事人へ警戒宣言が発せられた旨の周知徹底を行うことを定める。
- (3) 危険物品等の安全な場所への搬出を行うことを定める。
- (4) その他警戒宣言が発せられた場合に必要に対応措置を記入する。

## 5 消火器等の点検及び整備に関すること

### 1 消火器等の配置場所についての周知

(1) 防火管理者 は、各防火担当責任者等を通じ、消火器等の配置場所について、各工事作業員に徹底するとともに、工事現場の数ヶ所の目に付きやすい箇所に消火器等の配置図を掲示する。

(2) 消火器等の数、配置を変更する場合は、その都度、(1)の内容の周知等を図る。

(3) その他

作業等により消火器の設置が必要となる場合は、常置場所の消火器を移動して使用せず、新たに消火器を準備する。

### 2 消火等の定期的な点検

(1) 防火管理者、防火担当責任者、火元責任者 は、定期的に巡回をし、消火器等が容易に使用できる状態となっていること及び周知された場所に配置されていることを確認する。

(2) その他

防火管理者は、定期的に自主検査の実施状況を確認する。

## 6 避難経路の維持管理及びその案内等に関すること

### 1 避難経路の周知

(1) 防火管理者 は、各防火担当責任者等を通じ、工事部分等における避難経路について周知徹底するとともに、工事現場の数ヶ所の目に付きやすい箇所に避難経路図を掲示する。

(2) 避難経路を変更する場合は、その都度、前(1)の内容の周知等を図る。

(3) その他

工事作業員が日時によって変わるので、その都度周知徹底を図る。

### 2 避難経路の管理

(1) 避難経路には、資材等の物品を置かせないよう徹底管理する。

(2) 防火管理者、防火担当責任者、火元責任者 は、定期的に巡回をし、避難経路が安全に利用できる状態となっているかを確認する。

(3) その他

原則として、二方向避難を確保する。

## 5 消火器等の点検及び整備に関すること

### 1 消火器等の配置場所についての周知

- (1) 消火器等の配置場所を工事作業員に周知する者及びその方法を定めて、下線部に記入する。
- (2) 消火器等の配置場所等を変更する場合は、(1)に定める方法により、その変更の都度周知することを定める。
- (3) その他消火器等の配置場所の周知に関して必要な事項を記入する。

### 2 消火器等の定期的な点検

- (1) 配置した消火器等の定期的な点検を行う者を定めて、下線部に記入する。
- (2) その他消火器等の定期的な点検に関して必要な事項を記入する。

## 6 避難経路の維持管理及びその案内等に関すること

### 1 避難経路の周知

- (1) 避難経路を工事作業員に周知する者及びその方法を定めて、下線部に記入する。
- (2) 避難経路を変更する場合は、(1)に定める方法により、その変更の都度周知することを定める。
- (3) その他避難経路の周知に関して必要な事項を記入する。

### 2 避難経路の管理

- (1) 避難経路に資材等の物品を置かせないように管理することを定める。
- (2) 避難経路を定期的に巡回し、安全に利用できる状態となっているかを確認する者を定めて、下線部に記入する。
- (3) その他避難経路の管理に関して必要な事項を記入する。

### ▲ 3 避難経路の安全確保

- (1) 地階から避難階へ至る避難に利用する階段の出入口（避難階にあるものを含む。避難階は階段内側、地階は階段外側）に避難口誘導灯を設置し、停電時の避難口の視認性を確保する。
- (2) 地階から避難階へ至る避難に利用する階段内（避難階の部分を含む。）に非常用の照明装置を設置し、停電時の避難に利用する階段内の視認性を確保する。
- (3) 地階から避難階へ至る避難に利用する階段内（避難階の部分を含む。）及び当該階段の出入口の付近に、避難上注意すべき突起物、段差等に衝突及びつまずきの防止に配慮した色付きテープを貼付し、避難経路の安全を確保する。
- (4) その他

地階において、階段に至るまでの通路の要所に、非常用の照明装置を設置し、停電時の避難通路の視認性を確保する。

## 7 火気の使用又は取扱いの監督に関すること

### 1 火気設備の種類等

- (1) 火気設備を使用する際は、使用する火気設備の種類・名称、数量、使用場所、使用期間（時間）、設置方法等を事前に別紙 8 の火気設備・器具使用届出書により 防火管理者 に届け出て、承認を受けるものとする。

また、使用する火気設備の種類に応じて安全対策を樹立し、工事作業員に対して 作業開始前の防火・防災教育 により周知する。

- (2) 防火管理者 は、使用する火気設備を事前に把握し、防火担当責任者、火元責任者 に対し、必要な指示を与え、火気設備の管理、監督を行うよう命じる。
- (3) その他

防火管理者は、火気設備・器具使用届書を保存しておく。

火気設備は使用の都度搬入する。

作業の工程上、周囲に可燃物が多数ある場合の対策は別に作成する。

### 2 溶接、溶断等の作業時の安全対策

- (1) 溶接、溶断等の火花を発する作業、トーチランプ等による加熱作業、アスファルト等の溶解作業等を行う場合は、作業前に湿った砂を散布等したり、火花が飛散する範囲（区画貫通先、目視できない箇所等の火花の落下先）及び作業周囲の可燃物の除去、不燃材料による遮断、難燃性のシートによる遮へい等の措置を講じる。
- (2) 溶接、溶断等の場合は、作業中の監視及び作業後の点検を十分に行う。
- (3) 溶接、溶断等の作業を行う場合は、近くに消火器等を配置し、消火準備を行う。
- (4) 防火管理者は、防火担当責任者に、適宜、作業状況を確認させる。
- (5) その他

### ▲ 3 避難経路の安全確保

- (1) 停電時にも地階からの避難を容易にする（階段又は避難階に通ずる避難口を視認する）ため、地階から避難階（建基令第13条第1号に規定する避難階をいう。以下同じ。）へ至る階段の出入口付近に設置する、避難口誘導灯などの予備電源付きの照明器具を下線部に記入する。
- (2) 停電時にも地階からの避難を容易にする（階段内の視認性を確保する）ため、地階から避難階へ至る階段内に設置する、非常用の照明装置その他階段内の一定の照度を確保する予備電源付きの照明器具を下線部に記入する。

なお、非常用の照明装置その他階段内の一定の照度を確保する予備電源付きの照明器具は、床面において、建基令第126条の5に規定する照度を確保できるよう設置することが望ましい。

- (3) 避難上の安全確保のため、避難上注意すべき突起物、段差等がある場合は、これらの視認性を高め、衝突及びつまずきの防止を図る処置を下線部に記入する。
- (4) その他避難経路の安全確保のため、実施する事項を記入する。  
例) 地階の規模等を勘案し、必要に応じ、階段に至るまでの通路の要所に、停電時の視認性を確保するための非常用の照明装置などの照明器具を設置する。

※ 地上階においても(1)～(3)の事項を実施する場合は、その旨を定める。

## 7 火気の使用又は取扱いの監督に関すること

### 1 火気設備の種類等

- (1) 火気設備の使用に関しては、防火管理者等の承認を受けなければならないことを定める。  
また、使用する火気設備の種類に応じて樹立した安全対策を、工事作業員に周知する方法を定めて、下線部に記入する。  
ア 火気設備を使用する場合は、事前に別紙8を作成し、防火管理者等に届け出ることを工事作業員に徹底する。  
イ 届出の対象となる火気設備は、溶接機、ガス溶断機、高速カッター等とし、事前に明確にしておく。  
ウ 安全対策には、火花が飛散する範囲内の可燃物の除去、近くへの消火器の配置、危険物周辺での使用の禁止等を定める。
- (2) 火気設備の管理、監督を行う者を定めて、下線部に記入する。
- (3) その他火気設備等の管理に関して必要な事項を記入する。

### 2 溶接、溶断等の作業時の安全対策

溶接、溶断等の作業時に講じる安全対策について、明確にする。

- (5) その他溶接、溶断等の作業時の安全対策に関して必要な事項を記入する。

### 3 火気設備・器具の安全対策

- (1) 危険物及び可燃物の周辺では、火気を使用しない。
- (2) 火気設備・器具周囲を整理、整頓する。
- (3) 燃料の保管、補給を明確にする。
- (4) 火気設備・器具の使用前、使用後の点検を確実に行う。
- (5) その他

### 4 電気設備等の安全対策

- (1) 許容電流を厳守する。
- (2) 漏電が生じるおそれのある場合は、回路に漏電遮断器等を設置する。
- (3) その他

### 5 喫煙管理

- (1) 喫煙は、指定する場所（以下「喫煙場所」という。）以外では行ってはならない。
- (2) 喫煙場所は、防火管理者が指定する。
- (3) 喫煙場所には、水等を入れた吸殻入れを準備する。また、喫煙場所には、その旨を掲示する。
- (4) 防火管理者、防火担当責任者、火元責任者は、毎日作業終了後に吸殻を集め、指定された不燃性容器に入れて、水で完全に消し、処理を行うものとする。
- (5) その他

喫煙場所周囲には、可燃物等を放置しない。

工事作業中は、禁煙とする。

### ▲ 6 その他の安全対策

## 8 工事中に使用する危険物等の管理に関すること

### 1 危険物の種類等

- (1) 危険物等（危険物、火薬、ガス等）を貯蔵又は取扱う場合は、危険物等の種類、数量、使用場所、使用期間（時間）、堆積・設置方法等を事前に別紙9の危険物品等使用届出書により、防火管理者に届け出て、承認を受けるものとする。  
また、使用する危険物等の種類に応じて安全対策を樹立し、工事作業員に対して作業開始前の防火・防災教育により周知させる。
- (2) 防火管理者は、使用する危険物等を事前に把握し、危険物等の管理等を行う。
- (3) 持ち込まれる危険物が指定数量の5分の1以上又は指定数量以上となる場合には、貯蔵及び取扱いの規制が変わることから消防署へ必要な届出及び申請を行い、危険物の適正な管理を行う。
- (4) 防火管理者は、危険物等の一時保管場所を設ける際には、保管場所へ掲示板を設置し、管理を明確にする。
- (5) その他

防火管理者は、危険物品等使用届出書を保存しておく。

作業の工程上、周囲に可燃物が多数ある場合の対策は別に作成する。



### 3 火気設備・器具の安全対策

火気設備・器具に対して講じる安全対策について、明確にする。

- (5) その他火気設備・器具の安全対策に関して必要な事項を記入する。

### 4 電気設備等の安全対策

電気設備等に対して講じる安全対策について、明確にする。

- (3) その他電気設備等の安全対策に関して必要な事項を記入する。

### 5 喫煙管理

- (1) 喫煙は、指定された喫煙場所でのみ行う。
- (2) 喫煙場所を指定する者を定めて、下線部に記入する。
- (3) 喫煙場所には、水等を入れた吸殻入れを準備する。また、喫煙場所であることを明示する。
- (4) 作業終了後、吸殻の後始末を行う者を定めて、下線部に記入する。
- (5) その他喫煙管理に関して必要な事項を記入する。

### ▲ 6 その他の安全対策

その他火気の使用又は取扱いに関して必要である安全対策がある場合は、記入する。

## 8 工事中に使用する危険物等の管理に関すること

### 1 危険物の種類等

- (1) 危険物等を貯蔵又は取扱う場合は、防火管理者等の承認を受けなければならないことを定める。  
また、使用する危険物等の種類に応じて樹立した安全対策を、工事作業員に周知する方法を定めて、下線部に記入する。  
ア 危険物等を貯蔵又は取扱う場合は、事前に別紙9を作成し、防火管理者等に届け出ることを工事作業員に徹底する。  
イ 届出の対象となる危険物等は、消防法の危険物、火薬、ガス等とし、事前に明確にしておく。  
ウ 安全対策には、必要以上の保管の禁止、使用時の付近の火気等の有無確認、近くへの消火器の配置、十分な換気の実施等を定める。
- (2) 防火管理者等は、危険物等の管理等を行う。
- (3) 持ち込まれる危険物が指定数量の5分の1以上又は指定数量以上となる場合は少量危険物貯蔵取扱所又は危険物施設としての規制の対象となることから適正に管理することを定める。
- (4) 危険物等の一時保管場所を設ける際の管理方法を定めて、下線部に記入する。
- (5) その他危険物等の管理に関して必要な事項を記入する。

## 2 危険物等の安全対策

- (1) 工事部分等に持ち込む危険物品等は、必要最小限度の量とし、常時保管しない。
- (2) 危険物品の引火性又は爆発性物品は、その性状に応じ適切に管理するとともに、小分けする場合は、容器に入れて密栓し、できるだけ不燃性の保管庫等に収納して施錠するなど管理を徹底する。
- (3) 危険物の容器や高圧ボンベ等は、地震動等により転倒したり落下したりしないよう措置しておく。
- (4) 危険物品等を貯蔵又は取扱う場所において、火花の発生を伴う溶接、溶断等の作業は行わない。
- (5) 危険物使用中は、換気を行いながら作業を行う。
- (6) 常に整理整頓をする。
- (7) 一時保管場所には、取扱上の注意事項等及び取扱責任者を明示する。
- (8) 一時保管場所には、消火器を設置する。
- (9) 防火管理者は、防火担当責任者に適宜、貯蔵又は取扱いの状況を確認させる。
- (10) その他

## 9 防火管理上必要な教育に関すること

### 1 防火・防災教育

- (1) 防火・防災教育の実施時期等

防火・防災教育の実施対象者、実施時期、実施回数、実施責任者は、下表のとおりとする。

対象者	実施時期	実施回数	実施責任者		
			防火管理者	防火担当責任者	
全 員	工事開始前	1回以上	○		
	作業開始前	週1回以上		○	
防火担当責任者	工事開始前	1回以上	○		
	随時	必要の都度	○		
火元責任者	随時	必要の都度	○	○	

- (2) 防火・防災教育の内容

対象者	実施内容
全 員	1 消防計画について
	2 遵守事項の徹底について
	(1) 火気管理、喫煙管理
	(2) 避難施設等の維持管理
	(3) 危険物品等の管理
	3 災害発生時の対応要領について
防火担当責任者 火元責任者	1 消防計画について
	2 各自の任務分担と責任範囲について
	3 日常の火災予防の徹底について
	4 自主検査チェック表による自主検査の徹底について

## 2 危険物等の安全対策

危険物等に対して講じる安全対策について、明確にする。

- (10) その他危険物等の安全対策に関して必要な事項を記入する。

## 9 防火管理上必要な教育に関すること

### 1 防火・防災教育

- (1) 防火・防災教育の実施対象者、実施時期、実施回数、実施責任者を定める。
  - ア 防火・防災教育は、工事作業員全員に対して行う。
  - イ 防火・防災教育は、工事現場に初めて入る前及び作業開始前等に行う。
  - ウ 防火・防災教育は、消防計画の内容、遵守事項、災害発生時の対応等について行う。
- (2) 防火・防災教育の内容を定める。

▲ 2 防火・防災教育の記録の保存

防火管理者、防火担当責任者 \_\_\_\_\_ は、防火・防災教育を実施した日時及びその内容について、日誌を作成し、その記録を保存する。

▲ 3 その他

防火管理者は、新たに工事現場に入ってきた工事作業員に対して、必ず工事開始前に防災教育を行う。

10 消火、通報及び避難の訓練の実施に関すること

1 自衛消防訓練

訓練の実施時期、参加者及び訓練内容は、下表のとおりとする。

参加者	訓練内容	実施時期	実施回数	訓練指導者		
				防火管理者	防火担当責任者	
全 員	消火訓練	工事開始前 他	2回	○	○	
	通報訓練	工事開始前 他	2回	○	○	
	避難訓練	工事開始前 他	2回	○	○	
	総合訓練	必要な時期に	1回	○		

1 1、2 「自衛消防隊による活動及び付近の工事作業員による行動」に定める活動及び行動が行えるよう訓練を行う。

▲ 2 訓練実施記録の保存

防火管理者、防火担当責任者 \_\_\_\_\_ は、訓練を実施した日時及びその内容を日誌に記載し \_\_\_\_\_、その記録を保存する。

▲ 3 その他

多くの作業員が従事する時期に総合訓練を実施する。

個別訓練については、各工事部分の防火担当責任者を中心に行う。

## ▲ 2 防火・防災教育の記録の保存

防火・防災教育の記録を保存する者及び保存方法を定めて、下線部に記入する。

## ▲ 3 その他

その他防火・防災教育に関して必要な事項を記入する。

# 10 消火、通報及び避難の訓練の実施に関すること

## 1 自衛消防訓練

(1) 自衛消防訓練の参加者、訓練内容、実施時期、実施回数、訓練指導者を定める。

ア 自衛消防訓練は、工事作業員全員、自衛消防隊員、工事の監督者等に対して行う。

イ 自衛消防訓練は、定期的に又は多くの作業員が従事を開始する前等の必要な時期に行う。

その他、避難経路に変更が生じるなど工事による実態の変化に合わせて必要と考えられる訓練を行う。

ウ 自衛消防訓練は、通報訓練、消火訓練、避難訓練等を行う。

1 1、2「自衛消防隊による活動及び付近の工事作業員による行動」に定めた活動等が確実に  
行えるように訓練することを定める。

(2) 自衛消防訓練の内容を定める。

## ▲ 2 訓練実施記録の保存

自衛消防訓練の記録を保存する者及び保存方法を定めて、下線部に記入する。

## ▲ 3 その他

その他自衛消防訓練に関して必要な事項を記入する。

## 11 自衛消防隊等に関すること

### 1 隊の編成

自衛消防隊の編成（警戒宣言が発せられた場合の組織を含む。）は、別紙10のとおりとし、この表を、現場事務所、工事作業員休憩室の見やすいところに掲示する。

### 2 自衛消防隊による活動及び付近の工事作業員による行動

消火・通報・避難誘導等の担当者及び火災等を発見した工事作業員は、下記に示す基準により行動する。

#### (1) 通報連絡（情報）

ア 火災、地震その他の災害が発生したときには、各通報連絡担当は、119番通報、防火対象物本部隊（現場事務所）へ連絡を行うとともに、周囲及び管理権原者、防火管理者に火災の発生を知らせる。

イ ぼやで消えた場合であっても、消防機関へ通報する。

ウ 管理権原者、防火管理者が不在のときは、緊急連絡一覧表により管理権原者、防火管理者へ連絡する。

エ 火災等を発見した工事作業員は、大声で「火事」を連呼し、周囲に火災発生を知らせ、人を集める。それぞれ、初期消火、通報（119番通報、防火対象物本部への通報等）などを分担する。

オ 通報連絡担当は、消防隊到着時に構内進入を容易にするため、各門及び建物進入口を開放する。

カ 通報連絡担当は、消防隊が火災現場等に迅速に到達できるよう、出火場所及び建物進入口の位置への誘導及び説明を行う。

キ 自衛消防隊長は、消防隊指揮本部に対し、出火及び延焼状況その他必要な事項（初期消火、避難誘導、応急救護、作業員、逃げ遅れ、堅穴への落下危険箇所の状況等）の情報を積極的に提供する。

なお、作業員の人員については、工事現場の入口に設置する入退管理システムにより日常的に管理する。

ク その他

関係者との連絡体制は、携帯電話等を活用する。

#### (2) 初期消火

ア 初期消火担当は、出火場所に急行し、積極的に初期消火活動を行う。

イ 初期消火担当は、近くにある消火器を用いて消火する。

ウ 火災等を発見した工事作業員は、近くにある消火器を用いて消火する。

エ その他

#### (3) 避難誘導

ア 避難誘導担当は、携帯用拡声器、メガホン、警笛を使用して落ち着いて行動するよう誘導する。

イ 誘導方向が分かりにくいときは、曲がり角などに誘導員が立って誘導する。

ウ 避難誘導担当は、すべての作業員を緊急に避難させる場合は、無線機及び火災報知システムの伝達手段を用いて行う。

エ 避難誘導担当は、入退管理システムの人員状況により負傷者及び逃げ遅れた者の確認を行い、自衛消防隊長に報告する。

オ 火災等を発見した工事作業員は、火災が大きく、初期消火不能と判断したときには、速やかに避難するものとする。

カ その他

## 11 自衛消防隊等に関すること

### 1 隊の編成

自衛消防隊の編成は、平常時と警戒宣言が発せられた場合とを合わせて作成する。また、本部隊と工事地区ごとの地区隊を編成する場合は、本部隊と地区隊の編成員が重複することがないように配慮して編成を行う。

自衛消防隊の編成表を掲示しておく場所を定めて、下線部に記入する。掲示する場所は、従業員等が頻繁に出入りする部屋等とする。

### 2 自衛消防隊による活動及び付近の工事作業員による行動

#### (1) 通報連絡（情報）

ア 119番通報以外に火災の連絡をする場所を定めた場合は、下線部に記入する。

イ 火災が発生した場合は、その大きさにかかわらず必ず消防機関に通報する。また、消火した後であつても、必ず通報するよう定める。

ウ 管理権原者、防火管理者が不在の場合の連絡方法を定めて、下線部に記入する。

エ 火災等を発見した場合は、周囲に知らせ、人を集めて任務分担を行う。

オ 通報連絡担当は、到着した消防隊の進入を容易にするため、各門及び建物進入口を開放する。

カ 通報連絡担当は、到着した消防隊の出火場所等への誘導及び説明を行う。

キ 自衛消防隊長等は、消防隊へ必要な事項の情報を積極的に提供する。

消防隊指揮本部へ早期に情報提供が行えるよう作業員の人員を作業員名簿、認証により入退を管理するシステム等を活用し日常的に管理しておくことを定める。

ク その他通報・連絡に関して必要な事項を記入する。

#### (2) 初期消火

ア 初期消火担当に指定された者は、出火場所に急行し、初期消火活動を実施する。

イ 初期消火担当が使用する消防用設備等を、下線部に記入する。

ウ 火災等を発見した者が初期消火に使用する消防用設備等を、下線部に記入する。

エ その他初期消火に関して必要な事項を記入する。

#### (3) 避難誘導

ア 避難誘導担当が使用する設備等を、下線部に記入する。

イ 避難方向が分かりにくい場合は、誘導員等を配置する。

ウ 作業員への緊急避難指示の伝達を行うため無線機、携帯電話、非常放送設備、IoT機器等の手段を定めておく。

エ 避難場所へ誘導した避難者と管理している作業員の人員状況と照らし合わせ負傷者及び逃げ遅れた者の確認を確実にを行い、自衛消防隊長に報告する。

オ 初期消火が困難と判断される場合は、速やかに避難する。

カ その他避難誘導に関して必要な事項を記入する。

(4) 応急救護

ア 応急救護担当は、負傷者の応急手当を行い、救急隊と連携を密にして、負傷者を速やかに運ぶことができるようにする。

イ 応急救護担当は、負傷者の氏名、負傷程度など必要事項を記録する。

ウ その他

▲ 3 その他

消防隊を出火場所へ誘導するため、入口ゲート付近の目に付きやすい場所に建物内部への進入場所、各階に至ることが可能な階段の位置等を表示した案内図を掲示する。

また、工事の進捗に応じて案内図に変更が生じた場合は、最新の状態の内容に更新する。

12 防火管理業務についての消防機関との連絡に関すること

消防機関へ報告、連絡する事項

種 別	届出等の時期	届 出 者 等
(1) 消防計画作成（変更）届出	次の事項を変更したとき ア 管理権原者又は防火管理者の変更 イ 自衛消防組織の大幅な変更	防火管理者
(2) 自衛消防訓練実施の通報	自衛消防訓練を実施するとき	防火管理者
(3) 消防活動上支障ある行為の届出	工事に伴って火災と紛らわしい煙又は火炎を発生おそれのある行為をするとき	行為をしようとする者



(4) 応急救護

- ア 応急救護担当は、負傷者の応急手当を行い、速やかに安全な場所へ運ぶ。
- イ 応急救護担当は、負傷者の氏名、負傷程度等を記録する。

▲ 3 その他

到着した消防隊に対して、火災現場への誘導及び説明がなされない不測の事態に備え、工事現場の入口ゲート付近や建物入口付近に建物内部への進入場所、各階に至ることが可能な階段の位置等を示した標識、案内図等を掲示する。

標識、案内図等は工事の進捗に応じて更新することを定める。

その他に講じた自衛消防対策について記載する。

## 12 防火管理業務についての消防機関との連絡に関すること

### 消防機関へ報告、連絡する事項

- (1) 消防計画を変更した場合は、届出が必要となる。
- (2) 自衛消防訓練を実施する場合は、以下の方法により事前に消防機関に通報（連絡）する必要がある。
  - ア 電子申請（東京共同電子申請・届出サービスを活用した自衛消防訓練通報）
  - イ 自衛消防訓練通知書を管轄の消防署所の窓口へ提出
  - ウ 自衛消防訓練通知書をファクシミリにより送信（注）
    - （注）分署・出張所には、ファクシミリ自体が設置されていない場合があるので、事前に管轄の消防署へ送信先を確認する。
- (3) 工事に伴って火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為をするときは、事前に届出書、電話等により、消防署長に届け出ることが義務づけられている。

▲別紙 1

工 事 概 要

工事名	(仮称) ○○開発計画新築工事	
発注者	○○株式会社 株式会社○○ 株式会社△△	
工事場所	東京都千代田区丸の内○-○-○	
請負者	(仮称) ○○開発計画新築工事建設共同企業体 ○○建設、○○組、△△建設、○○工務店	
現場事務所	名称 ○○工事現場事務所  所在地 東京都千代田区丸の内○-○-○ 電話 03-○○○○-○○○○ ファックス 03-○○○○-○○○○	
建築概要	建築面積	
	延べ面積	
	構造	
	階数	
	軒高	
	建物高さ	
	用途	
主要設備概要		

▲別紙2

工 事 工 程 表

火気設備・器具等の使用、危険物の持込み等の予定がある場合は、明示すること。

(工事工程を記入する。)

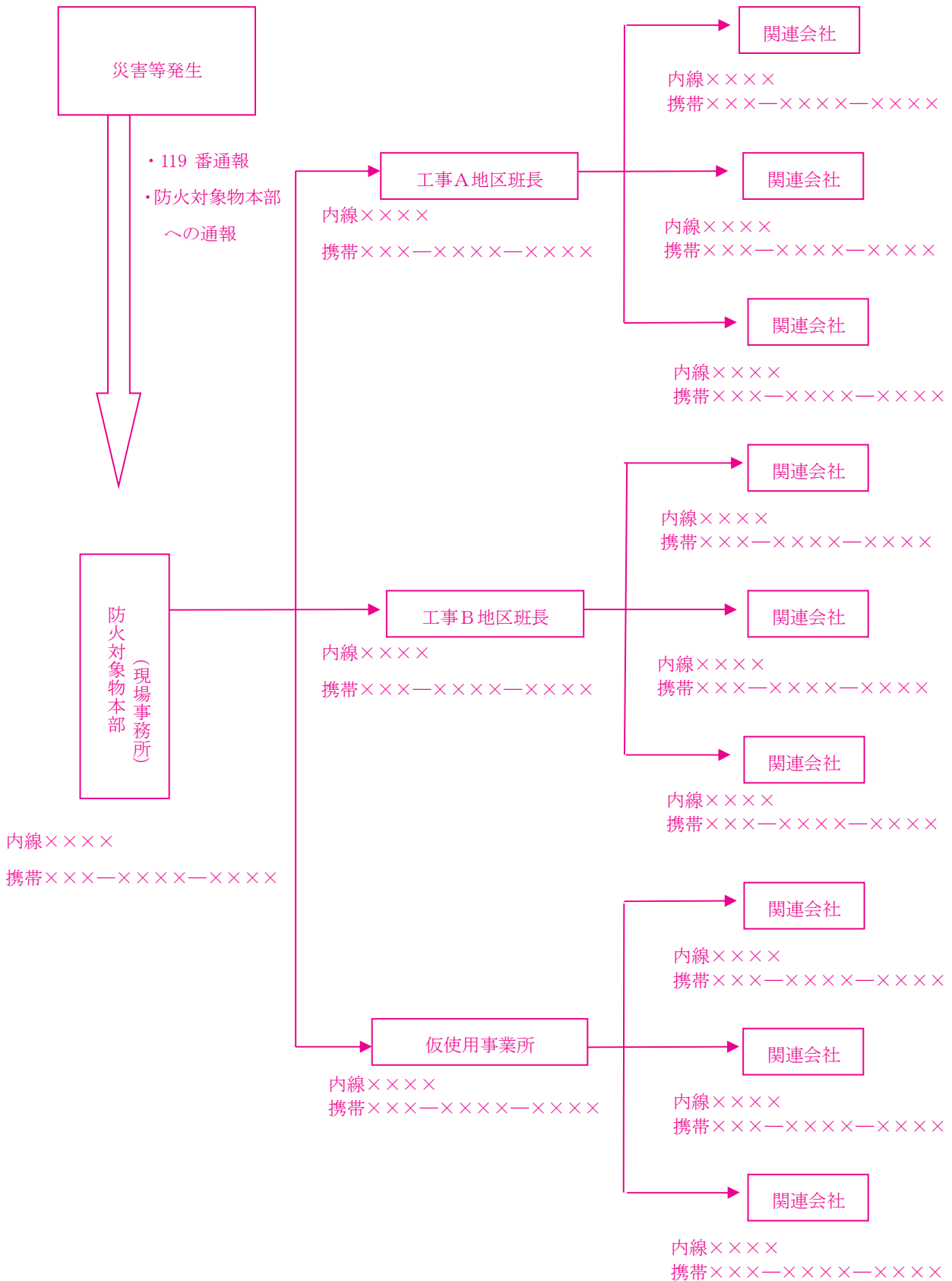
▲別紙3

関連業者一覧表

No.	業者名	工種	担当者	連絡先	緊急連絡先	火気の取扱	備考
1	株〇〇工務店	解体	〇〇〇〇	〇〇〇〇—〇〇〇〇	〇〇〇〇—〇〇〇〇	なし	
2	株〇〇	S MW	〇〇〇〇	〇〇〇〇—〇〇〇〇	〇〇〇〇—〇〇〇〇		
3	〇〇株	構台他	〇〇〇〇	〇〇〇〇—〇〇〇〇	〇〇〇〇—〇〇〇〇		
4	株〇〇	ディープウェル	〇〇〇〇	〇〇〇〇—〇〇〇〇	〇〇〇〇—〇〇〇〇		
5	株〇〇	組立ハウス	〇〇〇〇	〇〇〇〇—〇〇〇〇	〇〇〇〇—〇〇〇〇		
6	〇〇建設株	土工事	〇〇〇〇	〇〇〇〇—〇〇〇〇	〇〇〇〇—〇〇〇〇		
7	株〇〇	レッカー	〇〇〇〇	〇〇〇〇—〇〇〇〇	〇〇〇〇—〇〇〇〇		
8	〇〇電気株	仮設電気	〇〇〇〇	〇〇〇〇—〇〇〇〇	〇〇〇〇—〇〇〇〇		
9	株〇〇	仮設給排水	〇〇〇〇	〇〇〇〇—〇〇〇〇	〇〇〇〇—〇〇〇〇		
10	〇〇工業株	鳶	〇〇〇〇	〇〇〇〇—〇〇〇〇	〇〇〇〇—〇〇〇〇		
11	〇〇建設株	雑鳶土工	〇〇〇〇	〇〇〇〇—〇〇〇〇	〇〇〇〇—〇〇〇〇		
12	〇〇建設株	型枠工事	〇〇〇〇	〇〇〇〇—〇〇〇〇	〇〇〇〇—〇〇〇〇		
13	〇〇産業株	鉄筋加工組立	〇〇〇〇	〇〇〇〇—〇〇〇〇	〇〇〇〇—〇〇〇〇		
14	〇〇ガス圧接株	圧接工事	〇〇〇〇	〇〇〇〇—〇〇〇〇	〇〇〇〇—〇〇〇〇		
15	〇〇物産株	鉄骨工事	〇〇〇〇	〇〇〇〇—〇〇〇〇	〇〇〇〇—〇〇〇〇		
16	株〇〇製作所	鉄骨階段	〇〇〇〇	〇〇〇〇—〇〇〇〇	〇〇〇〇—〇〇〇〇		
17	株〇〇	デッキプレート	〇〇〇〇	〇〇〇〇—〇〇〇〇	〇〇〇〇—〇〇〇〇		
18	〇〇工業株	左官	〇〇〇〇	〇〇〇〇—〇〇〇〇	〇〇〇〇—〇〇〇〇		
19	株〇〇産業	耐火被覆	〇〇〇〇	〇〇〇〇—〇〇〇〇	〇〇〇〇—〇〇〇〇		
20	〇〇工業株	アスファルト防水	〇〇〇〇	〇〇〇〇—〇〇〇〇	〇〇〇〇—〇〇〇〇		
21	〇〇建材株	塗膜防水	〇〇〇〇	〇〇〇〇—〇〇〇〇	〇〇〇〇—〇〇〇〇		
22	〇〇株	A L C 工事	〇〇〇〇	〇〇〇〇—〇〇〇〇	〇〇〇〇—〇〇〇〇		
23	〇〇株	アルミルーバー	〇〇〇〇	〇〇〇〇—〇〇〇〇	〇〇〇〇—〇〇〇〇		
24	株〇〇製作所	アルミパネル	〇〇〇〇	〇〇〇〇—〇〇〇〇	〇〇〇〇—〇〇〇〇		
25	株〇〇製鋼所	アトリウムCW	〇〇〇〇	〇〇〇〇—〇〇〇〇	〇〇〇〇—〇〇〇〇		
26	〇〇建材株	ガラス	〇〇〇〇	〇〇〇〇—〇〇〇〇	〇〇〇〇—〇〇〇〇		
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							

▲別紙4

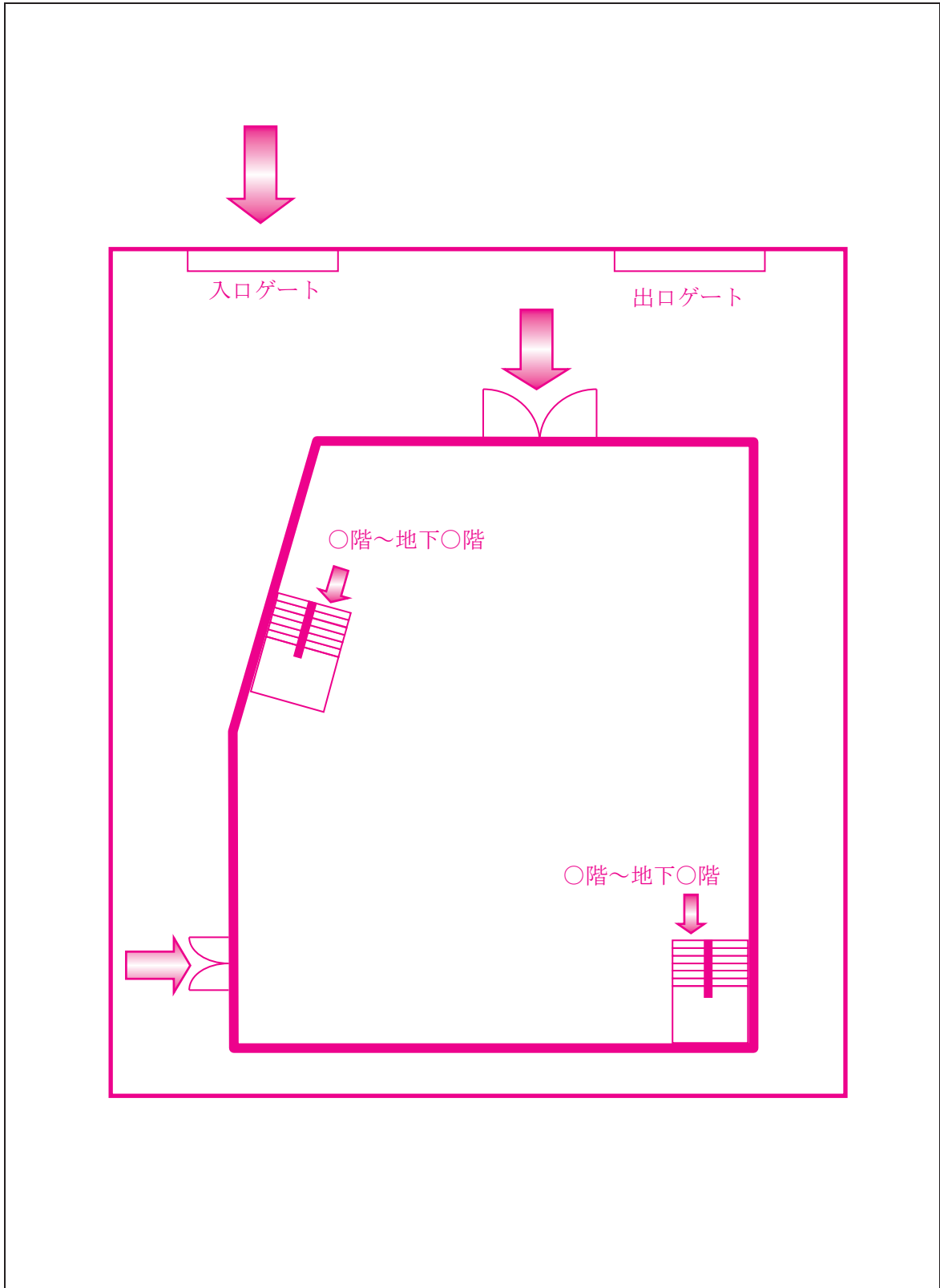
連絡体制



※ 2系統の連絡手段を定めて、記入する。

▲別紙5

消防隊の主な進入経路に係る案内図



※ 消防隊の進入場所及び階段の位置を記載する。

別紙6

日常の火災予防組織

	防火担当責任者	業務	火元責任者	業務	
防火管理者 ○○○	工事A地区  ○○ ○○	1 防火管理者の補佐	現場事務室  ○○ ○○	1 火気管理	
			休憩室  ○○ ○○	2 喫煙管理	
				3 避難路の確保	
	工事B地区  ○○ ○○	2 作業現場のパトロール・監視	3 作業終了後の安全確認	作業1地区  ○○ ○○	4 作業現場の整理整頓
					5 消火器の維持管理
					6 地震時の初動措置
		4 作業現場の立入制限	作業2地区  ○○ ○○	7 その他	
		5 火元責任者の指導監督			

別紙 7

日常の自主検査チェック表（担当区域 \_\_\_\_\_ ）

日	曜日	検査項目							備考 不備欠陥事項記入 改修状況記入 その他
		終業時の火気の確認	終業時の吸殻処理	消火器の維持管理	避難経路の確保状況	危険物の保管状況	可燃物の管理状況	作業場所の整理整頓	
1	月	○	○	○	○	○	○	○	
2	火	○	○	○	○	○	○	○	
3	水	○	○	○	○	○	○	○	
4	木	○	○	○	⊗	○	○	○	資材放置直ちに撤去
5	金	○	○	○	○	○	○	○	
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									

凡例 ○…良      ×…不備      ⊗…即時改修

確認印	防火管理者



別紙 8

年 月 日

〇〇〇株式会社

防火管理者

〇〇 〇〇 殿

届出者 〇〇〇株式会社

〇〇 〇〇

火気設備・器具使用届出書

種類・名称	使用場所	期 間	使用者・安全員	設置方法等
電気溶接機 2 台	工事区域内	〇月〇日～ 〇月〇日	〇〇 〇〇 △△ △△	使用の都度搬入し、可燃物のない安全な場所に設置する。
ガス溶断機 2 台	工事区域内	〇月〇日～ 〇月〇日	〇〇 〇〇 △△ △△	
トーチランプ 1 台	工事区域内	〇月〇日～ 〇月〇日	〇〇 〇〇 △△ △△	
高速カッター 1 台	工事区域内	〇月〇日～ 〇月〇日	〇〇 〇〇 △△ △△	
電気サンダー 1 台	工事区域内	〇月〇日～ 〇月〇日	〇〇 〇〇 △△ △△	

別紙 9

年 月 日

〇〇〇株式会社

防火管理者

〇〇 〇〇 殿

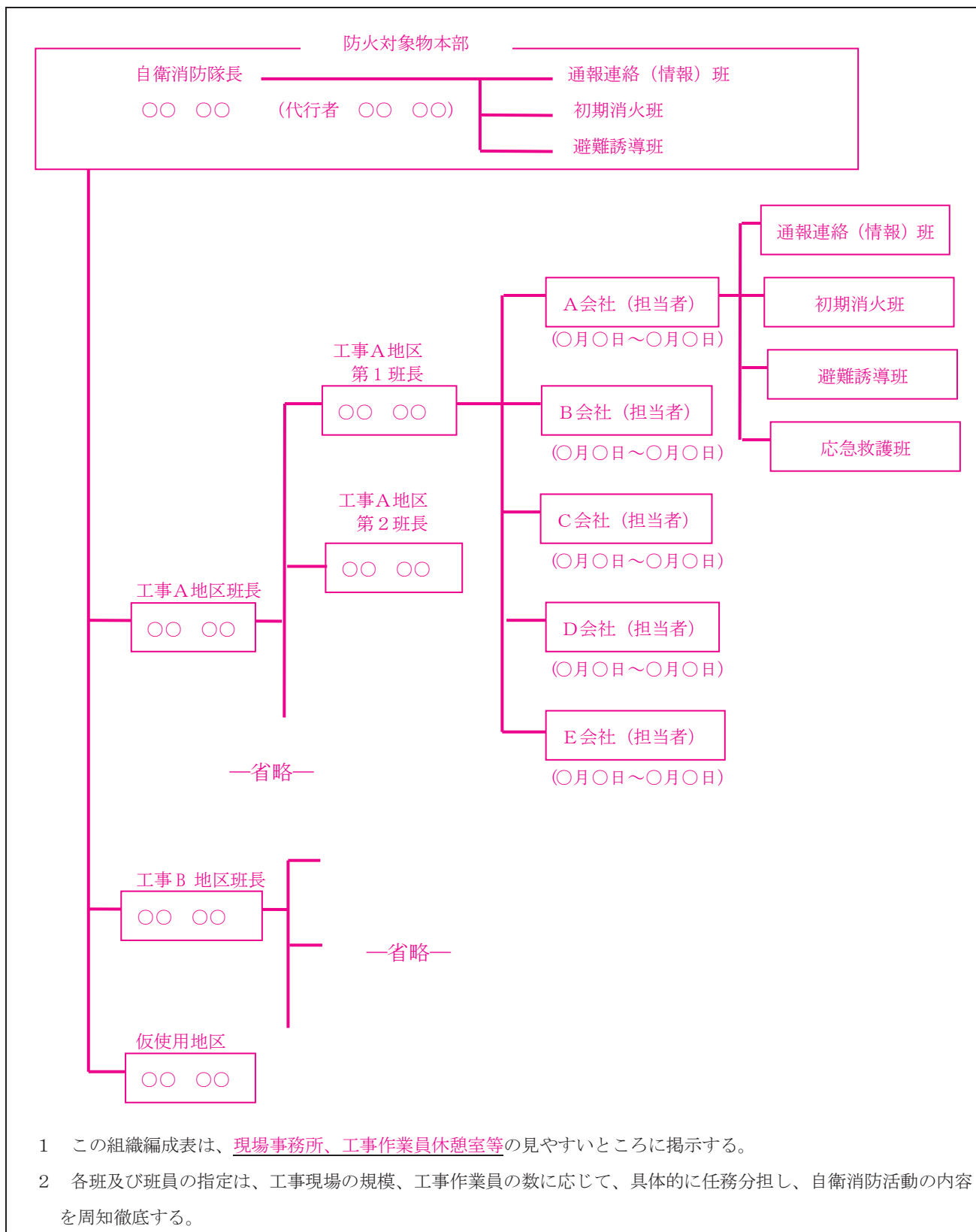
届出者 〇〇〇株式会社

〇〇 〇〇

危 険 物 品 等 使 用 届 出 書

種類・数量	使用場所	期 間	使用者・安全員	設置方法等
合成樹脂エナメル塗料 (第4類第3石油類) 総量 90 ℓ	工事区域内	○月○日～ ○月○日	○〇 〇〇 △△ △△	一時保管場所 に保管する。 使用する場合は、 使用する量を 小出しにする。
合成樹脂塗料用シンナー (第4類第2石油類) 総量 20 ℓ	工事区域内	○月○日～ ○月○日	○〇 〇〇 △△ △△	保管庫に収納 し施錠する。

自衛消防隊の編成



- この組織編成表は、現場事務所、工事作業員休憩室等の見やすいところに掲示する。
- 各班及び班員の指定は、工事現場の規模、工事作業員の数に応じて、具体的に任務分担し、自衛消防活動の内容を周知徹底する。